

介護予防・生活支援サービス 報酬改定について

担当：長寿はつらつ課介護総合事業係

今回の改正の概要（訪問型サービス）

○基本報酬について、「高齢者の選択肢の拡大」の観点から、従前相当サービスを含めた多様なサービス・活動を組み合わせて高齢者を支援できるよう1回当たりの単価についてきめ細やかな設定を行う。

○令和6年度介護報酬改定に準じた見直し（加算・減算の設定等）を行う。

- ・ 高齢者虐待防止の推進
- ・ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入（令和7年3月31日までの間、減算を適応しない）
- ・ 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し
- ・ 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ・ 特別地域加算の対象地域の見直し
- ・ 口腔管理に係る連携の強化
- ・ 介護職員の処遇改善

今回の改正の概要（通所型サービス）

○基本報酬の単価について、通所介護の介護報酬改定に準ずる見直しを行うとともに、介護予防通所リハビリテーションと同様に運動機能向上加算を包括化する。また、「高齢者の選択肢の拡大」の観点から、従前相当サービスを含めた多様なサービス・活動を組み合わせて高齢者を支援できるように要支援2の者の1回当たりの単価について1回からの算定を可能とする。

○令和6年度介護報酬改定に準じた加算・減算の設定を行う。

- ・ 高齢者虐待防止の推進
- ・ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ・ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- ・ 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ・ 選択的サービス複数実施加算の見直し
- ・ 科学的介護推進体制加算の見直し
- ・ 介護職員の処遇改善

今回の改正の概要（訪問・通所共通）

○「書面提示」規制の見直し

事業所の運営規定の概要等の重要事項等について、「書面提示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととする（令和7年度から義務付け）。

報酬単価について（令和6年4月～）

※改定がある項目のみ

サービス種別	改定後の単価 (R6.4.1～)	改定前の単価 (～R6.3.31)
指定相当訪問型サービス ○基本サービス費（1月あたり）…改定なし ○加算・減算 ・口腔連携強化加算（1回につき、1月1回まで） ・高齢者虐待防止措置未実施減算 ・業務継続計画未実施減算 ・事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	50単位 -1/100 -1/100 90/100等	新設 新設 新設 新設
指定相当通所型サービス ○基本サービス費（1月当たり） ・要支援1、事業対象者 ・要支援2	1,798単位 3,621単位	1,672単位 3,428単位

サービス種別	改定後の単価 (R6.4.1～)	改定前の単価 (～R6.3.31)
<p>○加算・減算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一体的サービス提供加算（1月につき） ・ 運動器機能向上加算（1月につき） ・ 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） ・ 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） ・ 事業所評価加算 ・ 高齢者虐待防止措置未実施減算 ・ 業務継続計画未実施減算 ・ 事業所と同一建物に居住する者または同一建物から通所型サービスを行う場合 ・ 事業所が送迎を行わない場合（片道につき） 	<p>480単位 廃止 廃止 廃止 廃止 －1/100 －1/100 －94単位、－376単位 又は－752単位 －47単位</p>	<p>新設 225単位 480単位 700単位 120単位 新設 新設 新設 新設</p>
<p>くらし元気アップ事業</p> <p>○基本サービス費（1月あたり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2時間以上3時間未満 ・ 3時間以上 	<p>260単位 341単位</p>	<p>254単位 334単位</p>

報酬単価について（令和6年6月～）

※改定がある項目のみ

サービス種別	改定後の単価 (R6.6.1～)	改定前の単価 (～R6.5.31)
指定相当訪問型サービス		
○基本サービス費（1月あたり）…改定なし		
○加算・減算		
・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	245/1000	新設
・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	224/1000	新設
・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	182/1000	新設
・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき）	145/1000	新設
・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）～（14） （1月につき）令和7年3月31日までの間	221/1000から 76/1000	新設
・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	廃止	137/1000
・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	廃止	100/1000
・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	廃止	55/1000

サービス種別	改定後の単価 (R6.6.1～)	改定前の単価 (～R6.5.31)
・介護職員等特別処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	廃止	63/1000
・介護職員等特別処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	廃止	42/1000
・介護職員等ベースアップ等支援加算（1月につき）	廃止	24/1000
指定相当通所型サービス		
○基本サービス費（1月あたり）…改定なし		
○加算・減算		
・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	92/1000	新設
・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	90/1000	新設
・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	80/1000	新設
・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき）	64/1000	新設
・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）～（14） （1月につき）令和7年3月31日までの間	81/1000から 33/1000	新設
・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	廃止	59/1000
・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	廃止	43/1000
・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	廃止	23/1000
・介護職員等特別処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	廃止	12/1000
・介護職員等特別処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	廃止	10/1000
・介護職員等ベースアップ等支援加算（1月につき）	廃止	11/1000

ご不明な点は以下までお問い合わせください。

長寿はつらつ課 介護総合事業係

電話：0258-39-2268 FAX：0258-39-2603

メールアドレス：hatsuratsu@city.nagaoka.lg.jp